

山村振興施策について②

～ 山村振興の推進について ～

令和5年10月16日
農林水産省

●委員の皆様からいただいたご意見

- ・ 持続可能な中山間地域を目指し、暮らし続けられる環境づくり①、所得向上と雇用創出②に加え、地域を支える活力の創出が必要
- ・ 農林業以外の産業との連携②など、稼ぐ力をつけることや、森林資源の農業活用③などのイノベーションを起こすことが必要
- ・ 少子高齢化への対処、教育④、交通⑤、福祉、医療の課題への対応⑥や中小企業の活性化⑦など、行政の果たす役割に期待
- ・ 若者の定住には、携帯電話エリアや無線環境といった遠隔システムの整備⑧が重要
- ・ 山村の振興には、世代や人に注目した取組⑨が重要。

関連施策

番号	ご意見内容	関連施策	関係省庁
①	暮らし続けられる環境づくり	農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業 最適土地利用総合対策	農林水産省
②	所得向上と雇用創出 農林業以外の産業との連携	農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型及び産 業支援型) 農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農泊推進型) J-クレジット制度 森林サービス産業 の創出 木質系新素材の開発・普及 地域脱炭素の推進のための交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交 付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)	農林水産省 (林野庁) 環境省
③	森林資源の農業活用	山村活性化支援交付金 森林・山村多面的機能発揮対策	農林水産省 (林野庁)
④	教育の課題への対応	COREハイスクール・ネットワーク構想(高校教育のあり方) 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方(小規模校存続支援) 「よりよい教育環境の実現」を支援(小規模校存続支援) 体験活動を通じた青少年自立支援プロジェクト(山村留学) 子どもゆめ基金事業(助成事業)(山村留学)	文部科学省
⑤	交通の課題への対応	地域公共交通確保維持改善事業	国土交通省
⑥	福祉、医療の課題への対応	へき地保健医療対策 ドクターヘリ導入促進事業 地域医療介護総合確保基金 ・地域医療支援センター運営事業 ・介護施設等の整備	厚生労働省
⑦	中小企業の活性化	小規模事業対策推進等事業	経済産業省
⑧	携帯電話エリアや無線環境と いった遠隔システムの整備	携帯電話等エリア整備事業 高度無線環境整備推進事業	総務省
⑨	世代や人に注目した取組	地方移住への関心等	内閣府

① 暮らし続けられる環境作り 農林水産省

農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和5年度予算額 9,070(9,752)百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数の農村集落の機能を補完する農村RMOの形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組に対して支援します。

【事業期間】 最大3年間

【交付率(上限)】 定額(1,000万円(年基準額)×事業年数)

2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援します。

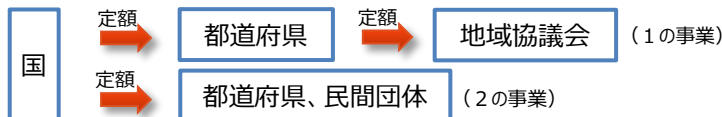
農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

※下線部は拡充内容

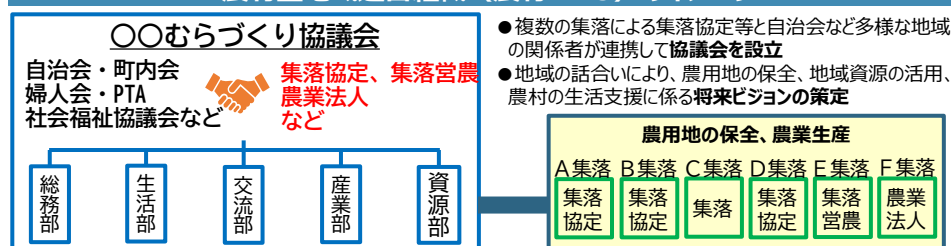
※対象地域：8法指定地域等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、農村の生活支援に係る将来ビジョンの策定

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援



農村RMO形成伴走支援



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359) 3

① 暮らし続けられる環境作り 農林水産省

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和5年度予算額 9,070 (9,752) 百万円の内数】
 (令和4年度補正予算額 (中山間地域等農用地保全総合対策) 1,440百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間 (※)
 【交付率(上限)】 定額 (1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年)、5.5/10 等
 ※ 粗放的利用支援については、最大3年間

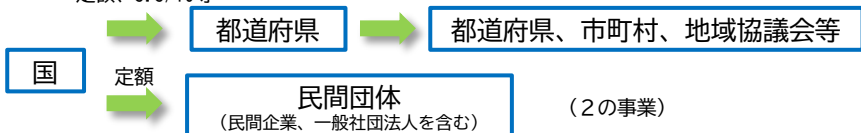
2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】 1年間 ※下線部は拡充内容
 【交付率】 定額

<事業の流れ>

定額、5.5/10等



農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施


 【地域ぐるみでの話し合い】


 【土地利用構想の概定】


 【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施


 【土地利用構想図の策定】


 【粗放的利用のための条件整備】


 【農用地保全に資する基盤整備】


 【農業用ハウスの整備】


 【鳥獣緩衝帯】


 【蜜源作物の作付け】


 【計画的な植林】


 【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

4

① 暮らし続けられる環境作り 農林水産省

最適土地利用対策のうち低コスト土地利用支援事業（粗放的農地利用事業）

かまがふち

富山県立山町釜ヶ渚地区

整備済の優良農地を集積するとともに新規就農者の受入・支援体制等を構築し、管理負担の大きい荒廃農地を粗放的に利用することにより地域を活性化

1. 背景

- ・釜ヶ渚地区は、立山町の西側に位置し、農地の多くは、緩やかな勾配（約2%）の場所に存在。
- ・人口約1700人の古くからの農村であり、農業が主産業であったが、**少子高齢化が進む中で担い手への集積が進み、専業農家・兼業農家数がともに減少。**
- ・昭和40年代から基盤整備事業が実施されてきたが、**民家や線路に挟まれた区画は基盤整備を行わず、不整形な農地が残った。**

【富山県】



2. 地域の体制構築・話し合い

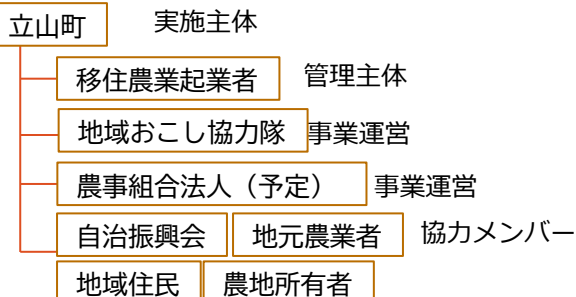
【体制構築】

- ・釜ヶ渚地区の中央部に位置する道源寺集落は駅や小学校等の公共施設が集中しており、農用地区域外の不整形な農地が多く、各農地の所有者が**保安全管理のため草刈り**等を実施。
- ・釜ヶ渚地区の南東に位置する末谷口集落は、山際の農地が多く、近年イノシシやサルなどによる**獣害に苦慮。**
- ・本事業は**町が主体となって始動し**、自治振興会の協力を得て地域住民、農地所有者、農業者、移住者等が参画。

【話し合いでの意見】

- ・農業従事者の**高齢化が進み、後継者も減少。**
- ・適切な管理がされず、**農地が荒廃化。**
- ・空き家が多く、店が少ない。**働く場所が不足。**
- ・観光地の近くだが、**観光客は通り抜けるだけ。**

【事業実施体制図】



3. 最適土地利用計画の概要

- ・整備済の条件の良い農地を担い手に集積するため、地元農家の協力体制構築や地権者との仲介など、**新規就農者や担い手を支援。**
- ・条件の悪い農地は、地域おこし協力隊や、ゲストハウス経営の経験を持つ農業者等の**移住者が参画し**、粗放的利用を実施。多様な知識・経験を活用し、**カモミール等の省力作物の作付、馬等の放牧、養蜂利用**などにより農地を保安全管理。
- ・移住農業起業家を管理主体として事業を実施する。
- ・多くの人が目にする**農地が保全され、良好な景観が形成されることで、地区住民の満足度向上に加え、観光客による経済効果も見込まれ、農家を含む地区住民全体の取組としての定着が期待される。**



事業実施前



計画策定の検討会

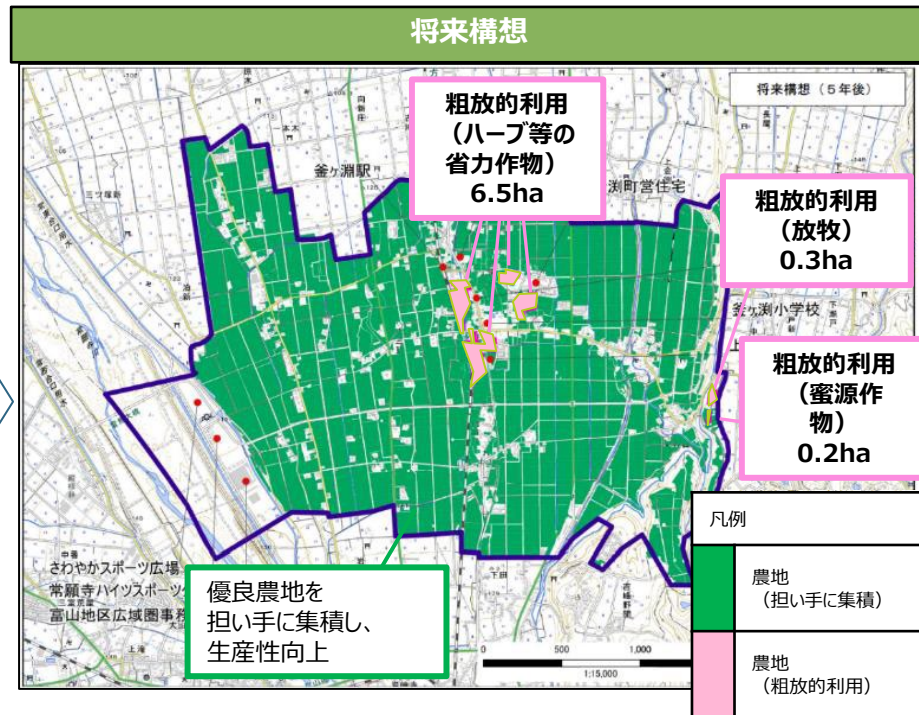
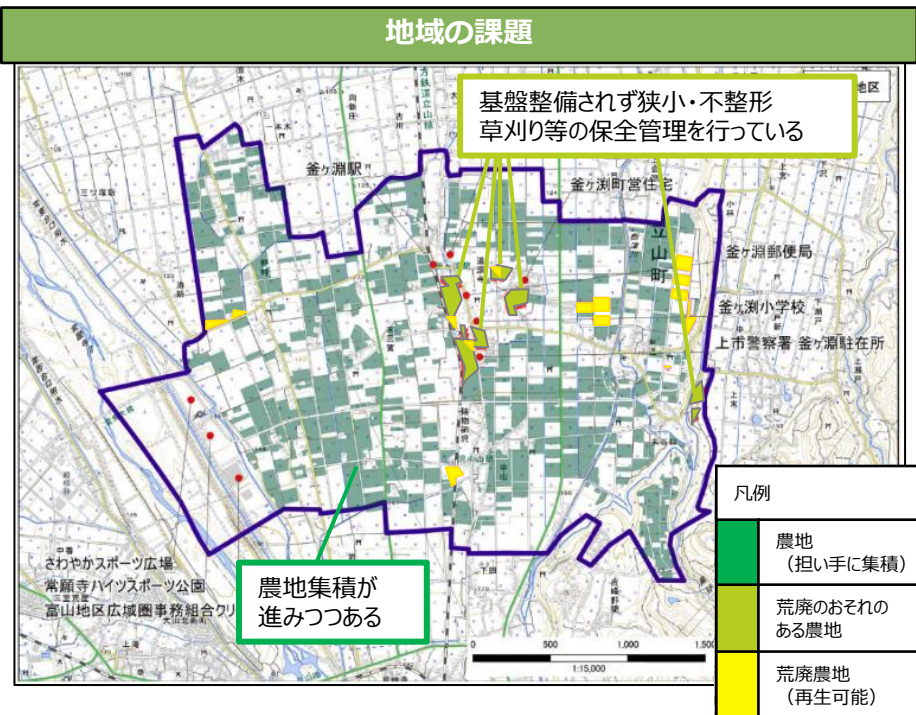


養蜂用の巣箱

① 暮らし続けられる環境作り 農林水産省

最適土地利用対策のうち低コスト土地利用支援事業（粗放的農地利用事業）

地区	かまがふち 富山県立山町釜ヶ淵地区	実施主体	立山町	作付作物	蜜源作物 飼料作物 放牧	実施面積	465ha
キーワード	移住者,農業法人,担い手への集約	管理主体	移住農業起業者等	地域区分	豪雪	整備面積	2.59ha



最適土地利用計画のポイント

- ・ 条件の良い農地を担い手に集積するため、地元農家との協力体制構築や地権者との交渉を支援し、**新規就農者や担い手を支援**。
- ・ 条件の悪い農地は、**粗放的利用（カモミール等の省力作物の作付、馬等の放牧、養蜂利用）**を行い、**農地の安全管理だけでなく良好な景観を形成**。
- ・ 地域おこし協力隊や、ゲストハウス経営の経験を持つ農業者等の**移住者が参画**し、粗放的利用を実施。

② 所得向上と雇用創出・農林業以外の産業との連携 農林水産省

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人 [令和7年度まで]）
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

【事業期間：原則3年間（最大5年間）、交付率：1/2等】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**農産物加工・販売施設等の整備**に対して支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

【事業期間：原則1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必須
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体※2
中小企業者※3

- ※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要
- ※3 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)
- (2の事業) 都市農村交流課 (03-6744-2497)

② 所得向上と雇用創出・農林業以外の産業との連携 農林水産省

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における**実施体制の整備**、食や景観を活用した**観光コンテンツの磨き上げ**、ワーケーション対応等の**利便性向上**、**国内外へのプロモーション**等を支援するとともに、古民家等を活用した**滞在施設**、**体験施設の整備**等を一体的に支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人【令和7年度まで】）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業

ア 農泊の推進体制整備や観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】

イ 実施体制が整備された農泊地域を対象に、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導、利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】

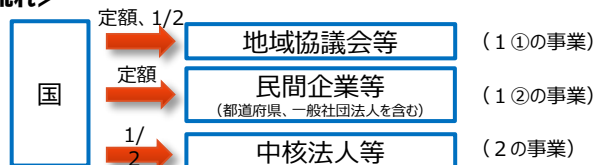
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。

（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費が活用可能）

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

<事業の流れ>



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



課題に応じた専門家の派遣・指導



古民家等を活用した滞在施設の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030）

J-クレジット制度について

- J-クレジット制度は、省エネ設備・再エネの導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度（2013年度からスタート）。
- 2023年9月時点までの累計認証量905.4万t-CO₂のうち、森林吸収系クレジットの認証量は約19.3万t-CO₂、全体の2.1%と低位であるが、近年のカーボンニュートラルへの関心の高まりや、制度・運用の改善等により大きく増加傾向（2022年度は過去最大の伸び）。森林クレジットの創出拡大により、森林経営への資金循環が図られることを期待。

■ 政府内の計画等への位置づけ

地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）
 カーボンニュートラルの実現に向けて、ますますその重要性が高まっている炭素除去・吸収系のクレジットの創出を促進するため、森林の所有者や管理主体への制度活用の働きかけやモニタリング簡素化等の見直しを進め、森林経営活動等を通じた森林由来のクレジット創出拡大を図る。

■ 森林由来J-クレジットの取組事例

ENEOSホールディングス(株)、愛媛県久万高原町及び久万広域森林組合の取組

- 3者は、森林を活用した脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結。
- 久万広域森林組合が管理する久万高原町の町有林を対象とするクレジットを創出し、ENEOSが全量買い取ることで、その販売益を更なる森林の管理・経営に必要な対策に充て森林の循環利用を目指す。



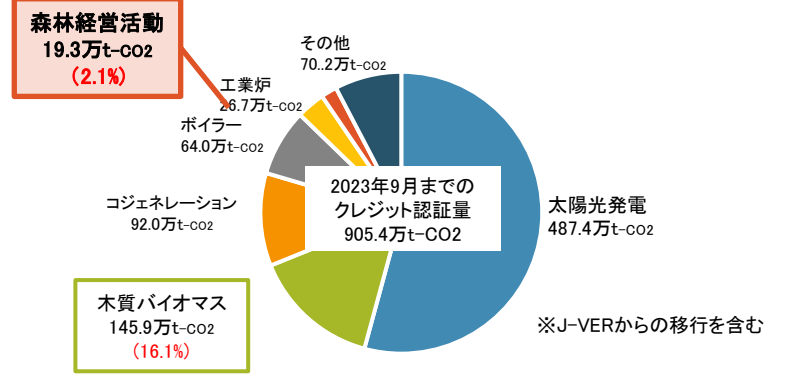
3者による連携協定締結式

栃毛木材工業（栃木県鹿沼市）の取組

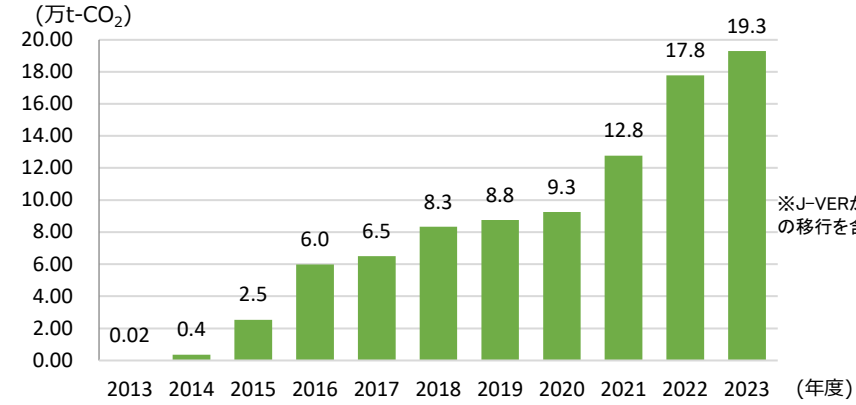
- 2022年8月栃木県内で初めてクレジットの認証を取得し、足利銀行の仲介で、県内企業3社に50CO₂トンずつ販売。
- 所有・管理する山林（栃木県塩谷町ほか）で2029年3月末までの8年間で10,319CO₂トンのクレジットを創出する見込み。



■ J-クレジット制度における認証クレジットの方法論別内訳（2023年9月時点）



■ 森林経営活動クレジット認証量の推移（累計）（2023年9月時点）



森林・山村地域振興対策のうち

新たな森林空間利用創出対策（新規）

【令和5年度予算額 35,557（－）千円】

<対策のポイント>

山村地域やその住民と継続的かつ多様に関わる「関係人口」を拡大させていくため、都市住民も含めWell-Beingの向上につながる**森林コンテンツの育成・普及に向けた取組**や、「**日本美しの森 お薦め国有林**」の**重点的な環境整備等**を行います。

<事業目標>

- Forest Styleネットワークの登録数（307団体等〔令和3年度〕→610団体等〔令和8年度まで〕）
- 重点整備された「日本美しの森 お薦め国有林（レクリエーションの森）」の利用者数（平成29年度比50%以上増〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 森林コンテンツ育成・普及対策 10,000（－）千円

地域が、間伐体験、木工教室、自然保育、キャンプ場など森林資源を活用した多様なコンテンツ（体験プログラムを含む）の複合化・上質化に向けて取り組めるよう、**健康づくり、人材育成、生産性向上等に取り組みたい地域や企業等に対するニーズ調査及びマッチング機会の創出を実施**します。

2. 森林景観を活かした観光資源の整備事業 25,557（－）千円

「**日本美しの森 お薦め国有林**」において、外国人旅行者を含めた観光利用を推進するため**重点的な環境整備等を実施**します。

- ① 多言語による情報発信や木道整備等の実施
 - ② 安全に利用できるための通話可能エリアマップ等の整備
 - ③ 「新たな日常」を見据えたワーケーション環境の整備等
- ※環境省との連携強化（R3.4.28両大臣による公表）を契機に更なる利用推進を図るための環境整備等を実施

<事業の流れ>



※国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

森林コンテンツ育成・普及対策

森林空間利用等のニーズ調査

都市部の潜在需要層

+

マッチング機会の創出

フォーラムの開催

WEBサイト作成

森林景観を活かした観光資源の整備事業

木道の整備

通話可能エリアマップの整備

ワーケーション環境の整備（Wi-Fi整備）

動画によるPR

Well-Beingの向上、関係人口の拡大

【お問い合わせ先】（1の事業）林野庁森林利用課（03-3502-0048）
 （2の事業）経営企画課（03-6744-2323）

森林サービス産業の創出

しなのまち
長野県信濃町

- ・長野県信濃町は、森林セラピー基地認定を受けており、町独自で「森林メディカルトレーナー」と「癒しの森の宿」の育成・認定等を実施。
- ・顧客口として「しなの町Woods-Life Community」が設立され、**森林の癒やし効果を高める様々なプログラム、地元食材を使った食事**を提供。
- ・企業の社員研修や福利厚生、健康づくり等の受け入れを進め、需要を創出。2023年6月現在で、38の企業等と協定を締結。

<企業による活用事例>

- ・TDKラムダは、2007年12月に信濃町と「森林の里親協定」を締結し、翌年4月より新入社員研修を同町で実施。

- ・研修プログラムには、通常の座学に加え、信濃町のガイドやトレーナーが協力する形で「森林セラピー」や「木製オブジェの作成」などを組み込み、社員のメンタルづくり、連帯感の醸成等を図ることと離職率が低下。

	都市で研修 (05-07年)	山村で研修 (08-20年)
新卒採用者	43人	181人
3年以内退職者 (離職率)	5人 12%	5人 3%

出典) TDKラムダ株式会社資料

森林を活かした社員研修の様子

森林セラピー体験



自分を見つめ直す・ストレス発散法を身に付ける効果を期待。

森林整備・ものづくり等の共同作業体験



グループごとに、森林整備やものづくり等を行う。共同作業体験を通して、チームビルディング等の効果を期待。

コミュニケーションキャンプ



登山や室内ワークを通じたチームビルディングで同期の絆を深める。

かみのやまし
山形県上市市

- ・山形県上市市は、ドイツの「クアオルト」の理念を取り入れ、市民の健康増進と交流人口拡大による地域活性化をめざし、“心と体がうるおうまち”づくりに取り組んでいる。
- ・住民向け健康ウォーキングを毎日開催するのに加え、**健康経営のフィールド**として、**企業の社員研修や福利厚生等を受け入れ**。2023年9月現在で、18の企業と協定を締結。

<企業による活用事例>

- ・太陽生命保険は2016年10月に上市市と連携協定を締結し、生活習慣病リスクの高い従業員に対して、宿泊型新保健指導を同市で実施。

- ・健康プログラムには、通常の健康講話等に加え、「クアオルト健康ウォーキング」や「地産地消の料理」などを組み込み、日常の行動変容を図ることで体重・腹囲が低下。

	体重	腹囲
6ヶ月後平均	▲4.8kg	▲5.6cm
最大減少	▲8.5kg	▲11.0cm

出典) 太陽生命保険株式会社資料

クアオルト健康ウォーキング

ドイツの運動療法を用いて専門ガイドの案内のもと“頑張らずに”楽しく、運動効果の高いウォーキング。



クアオルトとは、ドイツ語で、「クア：治療・療養、保養のための滞在」「オルト：場所・地域」という言葉が合わさった言葉で「療養地」という意味。

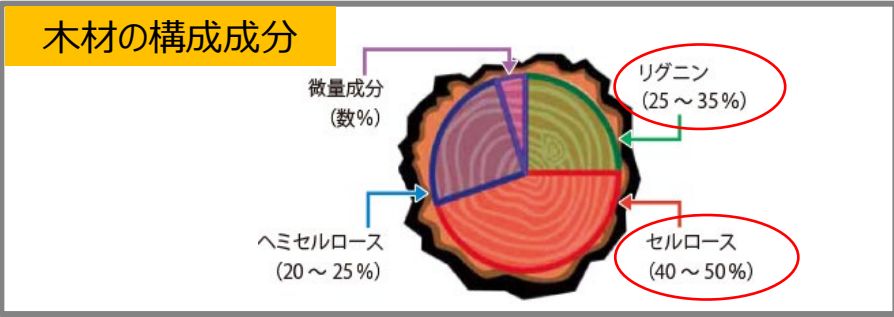
企業の健康プログラム

1日目	2日目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体組成検査、腹囲・血圧測定 ・ グループワーク（行動目標づくり） ・ 健康講話、セルフモニタリング説明 ・ 温泉入浴・散策、ヨガ ・ 地産地消・低カロリー・バランスの取れた食事、管理栄養士のアドバイス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフモニタリングによる体重・腹囲・血圧測定 ・ 早朝ウォーキング ・ クアオルト健康ウォーキング ・ ヘルシーランチ実習 ・ 振り返り・行動目標見直し

- ✓ 脂質・血圧・血糖値・腹囲等に基づき、生活習慣病リスクが高い職員等を選定。
- ✓ 健康ウォーキング参加後、体重や歩数を6か月間管理し生活習慣病を予防。
- ✓ 目標達成に向け、電話等で6か月間サポートを実施。

木質系新素材の開発・普及

○化石資源由来のプラスチック等の代替利用が期待される、改質リグニンやセルロースナノファイバー（CNF）などの木質系新素材の開発・普及を推進



セルロースナノファイバー（CNF）

- セルロースをナノサイズにほぐした繊維状物質
- 軽量で高強度、低い熱膨張性、粘性の制御が可能
- 現在、製造施設が各地で稼働し、紙おむつ、筆記用インク、化粧品、食品、塗料等に使用

CNFを用いた製品



CNF（水分散液）



外壁フェンス
CNF含有の下塗り塗料により、紫外線の透過を抑制し、木材の変色や劣化を防ぐ
写真: 玄々化学工業株式会社



テニスシューズ
靴底ミッドソールの補強材としてCNFを含有することで、強度・耐久性が向上
写真: 株式会社アシックス

改質リグニン

- 日本固有のスギのチップに、ポリエチレングリコール（PEG）を混ぜて加熱することでリグニンを改質・抽出した物質
- 加工性が高く、熱に強い
- 他素材と複合化することで、高耐熱性プラスチックや繊維強化プラスチック（FRP）等、多様な製品材料として利用可能
- 現在、実証プラントで試験生産したサンプルを素材メーカーに提供し、様々な複合素材を開発中
- 社会実装には、大量生産技術の確立、優位性のある用途開発、環境適合性の評価等を進める必要

改質リグニンをを用いた試作品



改質リグニン（粉末）



電子基板
既存の電子基板より熱を帯びた際の寸法安定性がよく従来の約3割のコストで製造可能
写真: 産総研



自動車ステアリング
ステアリング樹脂基材に改質リグニンを含有
写真: 株式会社天童木工、物質・材料研究機構、豊田合成株式会社

地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算 35,000百万円 (20,000百万円)】 環境省
 【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及びGX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

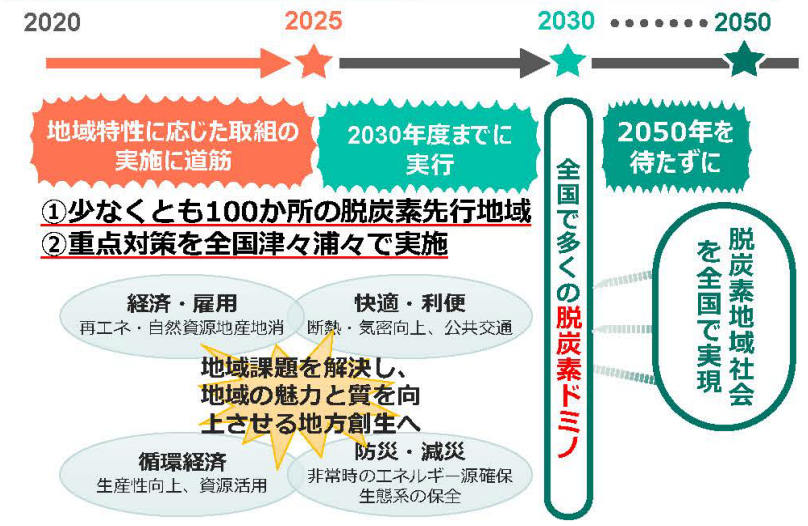
(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 [交付率 : (1) ①、(2) 原則 2/3 ※
(1) ② 2/3 ~ 1/3 等]
- 交付対象 地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部 3/4
- 実施期間 令和4年度~令和12年度

4. 事業イメージ



<参考：交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

② 所得向上と雇用創出・農林業以外の産業との連携 環境省

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

事業区分	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		特定地域脱炭素移行 加速化交付金
	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。〕</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域 (特定地域) において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術 (再エネ・省エネ・蓄エネ) 等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



③ 森林資源の農業活用 農林水産省（林野庁）

森林・山村地域振興対策のうち

森林・山村多面的機能発揮対策

【令和5年度予算額 1,020（1,363）百万円】

<対策のポイント>
 森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、**地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援**します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [令和8年度まで]）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

< 事業の内容 >

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,009（1,349）百万円

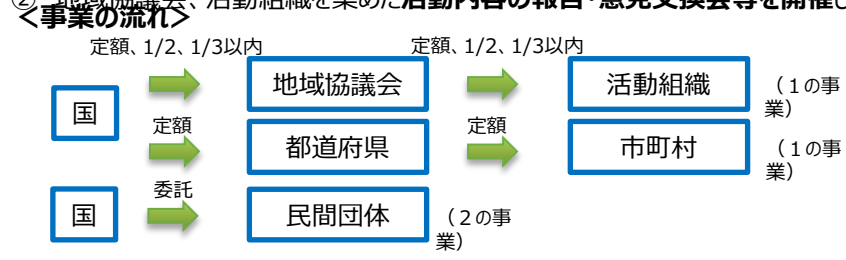
① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。

② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）を支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11（14）百万円

① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。




② 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等を開催**します。



< 事業イメージ >

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー

地域環境保全タイプ	森林資源利用タイプ
 里山林の機能を維持するための活動 最大12万円/ha	 侵入竹の伐採・除去活動 最大28.5万円/ha
 しいたけ原木などとして利用するための伐採活動 最大12万円/ha	

②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

サイドメニュー

- ・路網の補修・機能強化等
- ・関係人口の創出・維持等の活動
- ・機材及び資材の整備

自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施

評価検証事業

- ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

地域協議会
 都道府県・市町村
 ・活動組織への支援等

【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-3502-0048）

COREハイスクール・ネットワーク構想

令和5年度予算額 0.8億円
 (前年度予算額 0.8億円)



地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築：**CO**llaborative **RE**gional High-school Network

背景・課題

- **中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校**においては、地域唯一の高等学校として、大学進学から就職までの**多様な進路希望に応じた教育・支援を行うことが必要**であるが、教職員数が限定的であり、生徒のニーズに応じた**多様な科目開設や習熟度別指導が困難**。
- **複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用**により、中山間地域や離島等の高等学校においても**生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援**を可能とする高等学校教育を実現し、**持続的な地方創生の核としての機能強化**を図る。

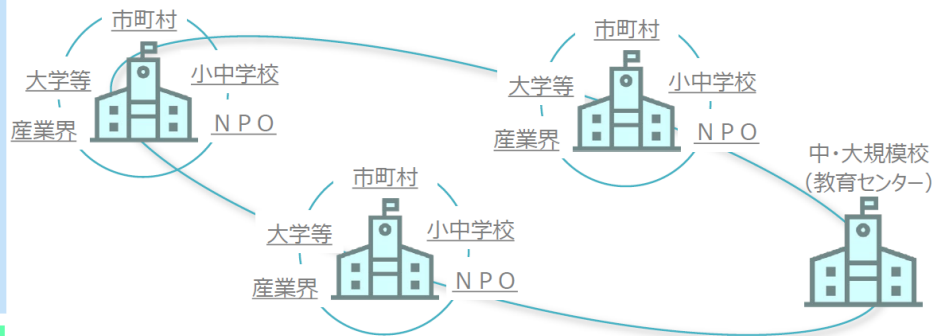
事業内容：中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築

① 同時双方向型の遠隔授業などICTも活用した連携・協働

- ⇒ 自校では受けることのできない授業の受講を可能化
- ⇒ 免許外教科担任制度の利用解消
 - ◆ 文部科学省が実施教科や形態に応じた複数の研究テーマを設定し実施

② 地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築

- ⇒ 学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化
- ⇒ 地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成



※ 中・大規模校（教育センター）から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨

【事業の検証のための調査研究】

全国展開に向けて、各ネットワークにおける成果・課題を抽出・分析する実証研究を実施

生徒の多様なニーズに応じた質の高い教育実現する高等学校ネットワークのモデルを構築

対象校種	国公立の高等学校・中等教育学校
箇所数 単価（期間）	13箇所（R3指定） 480万円程度/箇所（原則3年）

委託先	学校設置者
委託対象経費	遠隔授業の開発・実施に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

Ⅱ. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

1. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方：小規模校の教育条件の改善に向けて①

(遠隔授業・通信教育の活用、学校間連携・課程間併修の推進)

【現状・課題認識】

- ✓ 少子化の影響により、多くの地域で統廃合が進行。今後、15歳人口の減少は一層加速し、令和19年には令和5年の約108万人から約78万人(約28%減)になることがほぼ確実。公立高校の適正規模・適正配置について、一定の小規模校を地域に残す必要がある場合に、小規模校の教育条件の改善につながる方策を考えていくことが必要
- ✓ 同時双方向型の遠隔授業やオンデマンド型の学習を可能とする通信教育の活用、学校間連携の推進は、少子化が加速する地域において特に重要。他方、授業時間や教育課程の不一致・体制上の課題等もあるため、これまでの実証研究の成果を踏まえ、教育の質の確保・向上やそれぞれの学校のスクール・ポリシー等に留意しつつ、必要な制度の見直しや、体制・環境の整備などの支援策を考えていくことが必要



【具体的方策】

- 教科・科目充実型の遠隔授業における受信側の教室の体制について、教師配置の原則は堅持しつつ、中山間地域や離島等に立地する小規模高校において、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際、教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難かつ教育上支障がないと考えられる場合には、国において定める一定の基準の下、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう要件を弾力化。また、常駐以外の方法による配置についても実証研究を実施
- 教科・科目充実型の遠隔授業の実施に当たり必要な対面授業について、年間2単位時間以上*の実施との原則は堅持しつつ、受信校が離島・中山間地域に立地する等の事情により、遠隔授業による多様な科目開設を妨げてしまっている状況において、教育上支障がないと考えられる場合には、国において定める一定の基準の下、対面授業を年間1単位時間以上とすることも可能となるよう要件を弾力化
※各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上
- 遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築するための配信センターについて、国において連絡調整・支援スタッフの配置等の体制整備や機材等の環境整備に向けた支援を実施し、生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応する優良事例を創出・発信
- 国内の他の高校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育が活用可能となるよう制度を改正

④ 教育の課題への対応（高校教育のあり方） 文部科学省

1. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方：小規模校の教育条件の改善に向けて②

（学校の特色化・魅力化、指導側の体制・環境整備）

【現状・課題認識】

- ✓ 少子化が加速する地域における高校の在り方を考える上で大切なことは、生徒の教育条件の改善という視点。既存の学校やその在り方をそのまま残そうとするのではなく、今ある学校がスクール・ミッションを実現できているかどうかや、生徒のニーズ、希望する進路等も踏まえながらスクール・ポリシーを検討し、当該スクール・ポリシーに対応した教育を提供できるよう条件を整備していくことで、生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化を進め、生徒の学習意欲を高めていくことが必要
- ✓ 特に、小規模校は配置できる教職員の数が限られているため、地域との協働や他校との連携を行い、生徒が地域に根差した学校において成長できるよう、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入やコーディネーター等の専門的な人材の配置など、体制・環境を整備していくべき



【具体的方策】

- 国において、スクール・ミッション、スクール・ポリシーの策定・運用状況を確認し、実効性あるものとなるよう不断の改善などの働きかけを実施。また、普通科改革など、各学校の特色化・魅力化を引き続き進め、生徒にとって魅力的な学校づくりを支援
- 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営について、国において、各地方公共団体のニーズを聴き取りながら、取り得る方策について整理を進める
- 小規模校の生徒や特別支援学校の生徒等が、総合的な探究の時間等において、地域や学校を超えてつながり、同じ志を持っている同世代から学ぶといったことを可能とするプラットフォームを国において構築
- 高校と家庭や地域、企業等の関係機関が連携・協働し、社会全体で生徒の成長を支える環境を整備するため、国において、高校におけるコミュニティ・スクールの導入、地域学校協働活動推進員等の配置を促進
- 国において、学校の働き方改革を進め、必要な業務を精選するとともに、学校と外部資源との連携・協働等を学校の中核となって担うようなコーディネーター等の専門人材の配置拡充に向けた支援を実施

適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、一定の規模を確保することが望ましい。

※小規模の場合には、例えば、以下のような課題が生じる

- ・クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する
- ・多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱・合奏などが困難になる



- そのため、文部科学省では、小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定。
（学校教育法施行規則において、学校規模の標準は、小中学校ともに、**12学級以上18学級以下**）

- 学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。

※学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題。

- また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もある。

 統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断。

※小規模校として存続させる場合、メリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫が必要。

文部科学省としては「より良い教育環境の実現」を支援 統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得る

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

当省ウェブサイト「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」に掲載

<学校統合による魅力ある学校づくり>

● 施設整備への補助

統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助

◆ 公立学校施設整備費

令和5年度予算：68,718百万円の内数
（令和4年度当初予算：68,834百万円の内数）

● 教員定数の加配

統合前後一定期間における指導・運営体制の構築を支援

◆ 教員定数の加配措置

令和5年度予算：260人
（令和4年度当初予算：410人）

義務教育学校を含む小中一貫教育への支援（後掲）

● スクールバス等購入費補助

◆ へき地児童生徒援助費等補助金

令和5年度予算：2,150百万円
（令和4年度当初予算：2,297百万円）

うち、スクールバス等購入費

令和5年度予算：619百万円
（令和4年度当初予算：619百万円）

● 学校魅力化フォーラムにおける、統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信

<小規模校を存続させる場合の教育活動の充実>

● 教員定数の加配

小規模校加配

◆ 教員定数の加配措置

令和5年度予算：95人（令和4年度当初予算：75人）

義務教育学校を含む小中一貫教育への支援（後掲）

● 学校魅力化フォーラムにおける、統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信

<休校している学校の再開支援>

● スクールバス等購入費補助【再掲】

● 施設の大規模改造・長寿命化改良への補助

◆ 公立学校施設整備費【再掲】

<地域コミュニティの維持・強化等>

● コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じた学校を核とした地域力強化の推進

◆ 学校を核とした地域力強化プラン

令和5年度予算：7,650百万円（令和4年度当初予算：7,446百万円）

● 義務教育学校を含む小中一貫教育への支援

◆ 教員定数の加配措置

令和5年度予算：401人（令和4年度当初予算：301人）

● 廃校の有効活用への支援

体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

 令和5年度予算額
 (前年度予算額)

 79百万円
 72百万円)

背景・課題

- 次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立等を克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにもリアルな体験活動が重要である。
- 一方で、少子化や核家族化、デジタル化が進む中、子供たちの**リアルな体験が不足**している。さらに**コロナ禍でこの傾向に拍車がかかっている**。
- また、貧困、障害、不登校、外国籍等、様々な課題を抱える子供や特別なニーズのある子供への支援が社会的課題になっている。
- これらを踏まえ、文部科学省においては、**令和4年2月に「教育進化のための改革ビジョン」**を公表し、地域や企業と連携し全ての子供に学校内外でのリアルな体験活動を推進することとしている。
- また、自己肯定感や正義感の育成等「Well-being」の観点からも青少年の体験活動は重要である。

事業内容

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、顕彰事業、自然体験活動モデル事業とともに、企業等と連携した体制構築を図る。

1.全国的なリアル体験活動の普及啓発（委託：継続 H23~/直轄）

- 家庭や企業、社会教育団体、青少年教育指導者等が体験活動への理解を深めていくためのフォーラムなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。
- 件数・単価：2箇所 × @1.0百万円/1箇所 × @1.0百万円

2.青少年の体験活動の推進に関する調査研究（委託：継続 H25~）

- 青少年の体験活動がもたらす影響について明らかにするため、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。
- 件数・単価：1箇所 × @4.8百万円

3.子供たちの心身の健全な発達のための自然体験活動推進事業（委託：継続 R3~）

- 安全・安心にリアルな体験活動を行うためのコロナ禍における長期（4泊5日程度）の自然体験活動等のモデル事業を行う。
- 件数・単価：12箇所 × 2回 × @1.6百万円

4.青少年の体験活動推進企業表彰（直轄：継続 H25~）

- 社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた実践を行う企業を表彰し、その取組を全国に広く紹介する。

5.企業等と連携した体験活動推進体制構築事業（委託：新規）

- 子供たちのリアルな体験の機会充実のため、デジタル化やコロナ対応を踏まえながら、体験活動の推進に取り組む地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築を図る。

「事業内容」

【全国的な推進体制の構築】

- ・地域の取組のサポート（伴走支援や好事例の横展開等）
- ・多様な主体をマッチングするシステムやマニュアルの構築
- ・体験活動に積極的な企業、教育機関の見える化

【地域における推進体制の構築】

- ・地域や企業、教育機関等、多様な主体の連携による体験活動の推進体制の構築
- ・取組を持続的に推進していく仕組みの構築

- 件数・単価：1箇所 × @7.7百万円
- 事業期間：令和5年度～令和7年度

アウトプット（活動目標）

- ・体験活動の理解を深めるための普及啓発事業の実施。
- ・長期自然体験活動モデル事業の実施。
- ・企業表彰への応募企業数、増加。
- ・多様な主体をマッチングするシステムの構築。
- ・多様な主体の連携による体験活動事業の実施。

アウトカム（成果目標）

- 初期 体験活動の機会を提供する主体の増加。各地域拠点における推進体制の継続的实施。
- 中期 当事業に参加する子供の増加。モデルの横展開等による地域拠点の増加。
- 長期 当事業の成果の展開や、他の施策とも相まって、体験活動に参加する子供が増加する。

インパクト（国民・社会への影響）

体験活動の機会が充実し、子供たちに「社会を生き抜く力」として必要な非認知能力（自己肯定感、自律性、協調性、積極性等）が育成される。

子どもゆめ基金事業（助成事業）（独立行政法人国立青少年教育振興機構）

趣旨

未来を担う夢をもった子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への助成を実施

助成対象団体

社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

助成対象となる事業内容

- ① 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成
 - (ア) 子供を対象とする体験活動
 - 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
 - 文化・芸術、スポーツ等を通じ交流を目的とする体験活動
 - 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など
 - (イ) 子供の体験活動を支援する活動
 - 子供の体験活動の指導者養成 など
 ※単なるスポーツ大会等の競技会のような活動や、特定のチームのメンバー又は団体構成員を対象とした活動や、上位大会出場を目指した技術向上のための活動は助成対象外
- ② 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成
- ③ 子供向けソフト教材の開発・普及活動に対する助成

体験活動への助成



読書活動への助成



令和5年度助成金の申請・採択状況 ※（ ）前年度比増減

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
合計	3,865件 (▲651件)	3,222件 (▲169件)	14.2億円 (▲0.5億円)
うち、体験活動	3,486件 (▲592件)	2,901件 (▲154件)	12.1億円 (▲0.3億円)
うち、読書活動	352件 (▲ 61件)	309件 (▲ 14件)	1.3億円 (▲0.2億円)

活動規模別の助成金限度額

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

※活動実績のない新規団体は、原則として限度額の2分の1とする

募集スケジュール（令和6年度）

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	○ 申請期間：令和5年10月1日～11月21日 ○ 交付決定：令和6年4月（予定）
二次募集	令和6年10月1日 ～令和7年3月31日	○ 申請期間：令和6年5月1日～6月18日 ○ 交付決定：令和6年8月（予定）

地域公共交通確保維持改善事業の概要

令和5年度予算額
20,692百万円（前年度1.00倍）

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援

○離島航路・離島航空路の運航

- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

○エリア一括協定運行 **新設**

- ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行（**エリア一括協定運行**）する場合における長期安定的な支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新
- 障害者用ICカードの導入 等



地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査
- **ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築**を促すため、**協議会の開催、調査事業、実証事業**等を支援（地域公共交通再構築調査事業） **新設**

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額

【令和4年度予算額】 【令和5年度予算額】
80.0億円 → 74.9億円

2 内容

- (1) **へき地医療支援機構の運営** **259百万円**
都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。
- (2) **へき地医療拠点病院等の運営** **6,571百万円**
へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。
ア へき地医療拠点病院運営費
イ へき地保健指導所運営費
ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む)
エ へき地診療所医師派遣強化事業
- (3) **へき地巡回診療の実施** **150百万円**
無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。
ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科)
イ へき地巡回診療航空機(医科)
ウ 離島歯科診療班
- (4) **産科医療機関の運営** **281百万円**
分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
- (5) **へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業** **229百万円**
無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。
ア へき地患者輸送車(艇)
イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機) など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和4年度予算額】 【令和5年度予算額】
22.2億円 → 20.7億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)

へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)

へき地診療所(公立・公的・民間・独法)

へき地患者輸送車(艇)(公立・公的・民間・独法)

へき地巡回診療車(船)(公立・公的・民間・独法)

へき地・離島診療支援システム(公立・公的・民間・独法) など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和4年度予算額】 【令和5年度予算額】
22.0億円 → 24.5億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)

へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)

へき地診療所(公立・公的・民間・独法) など

拡充 推進枠 **ドクターヘリ導入促進事業**

令和5年度当初予算額 **87億円**（76億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



3 実施主体等

実施主体：都道府県（基地病院（救命救急センター））
 補助率：1/2
 補助基準額：3.31億円（飛行時間300時間以上）
 3.07億円（飛行時間200以上300時間未満）
 2.89億円（飛行時間200時間未満）
 負担割合：国1/2、都道府県1/2

4 見直し内容

- 補助基準額について、令和3年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う
- 補助基準額の基礎となる飛行時間について、従来の「出勤時間」に加え、事業の実施に不可欠である「空輸時間」及び「訓練時間」も飛行時間に含める

5 事業実績

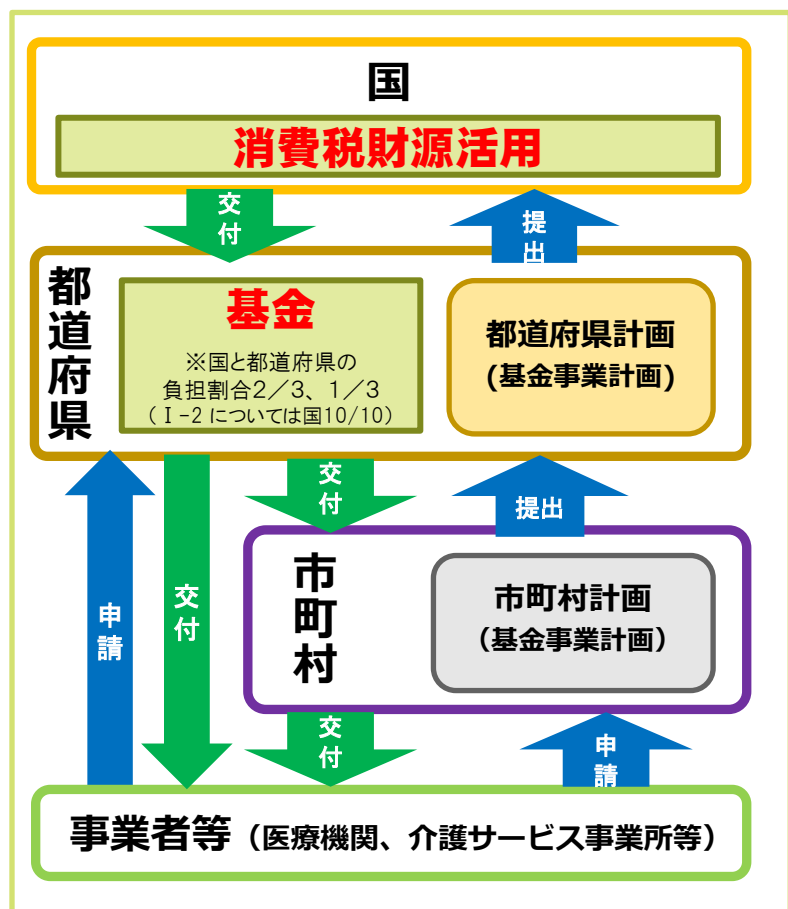
○ 導入状況 46都道府県56機にて事業を実施（令和4年4月18日現在）
 ※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県

地域医療介護総合確保基金

令和5年度予算：公費で1,763億円
(医療分 1,029億円、介護分 734億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療支援センター運営事業

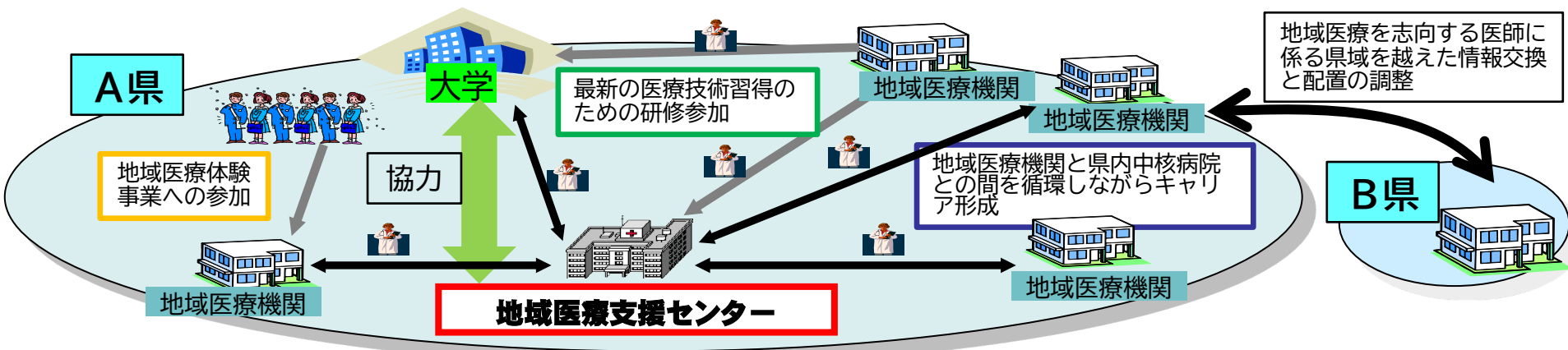
平成26年度以降、地域医療介護総合確保基金を活用して実施

地域医療支援センターの目的と体制

医師の地域偏在（都市部への医師の集中）の背景

▶ 高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかとする将来への不安等

- ▶ 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- ▶ 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- ▶ 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。
 - ・ 設置場所：都道府県庁、〇〇大学病院、都道府県立病院等



地域医療対策協議会

- 構成員
都道府県、大学、医師会、主要医療機関、民間医療機関等
- 協議事項
 - ・ キャリア形成プログラムの内容
 - ・ 医師の派遣調整
 - ・ 派遣医師のキャリア支援策
 - ・ 派遣医師の負担軽減策
 - ・ 大学の地域枠・地元出身枠設定
 - ・ 臨床研修病院の指定
 - ・ 臨床研修医の定員設定
 - ・ 専門研修の研修施設・定員等

都道府県が実施する医師派遣等の対策は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づいて行う

地域医療支援センター（医師確保対策の事務の実施拠点）

- ・ 都道府県内の医師確保状況の調査分析
- ・ 医療機関や医師に対する相談援助
- ・ 医師派遣事務
- ・ キャリア形成プログラムの策定
- ・ 派遣医師のキャリア支援・負担軽減 等

▶ 平成28年4月までに、すべての都道府県に地域医療支援センターが設置されている。

地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

令和5年度予算（令和4年度当初予算額）：352億円（412億円）
 ※国と都道府県の負担割合2/3、1/3

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

※赤字が令和5年度拡充分

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む）に対して支援を行う。
 （対象施設）地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模な特定施設（ケアハウス、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅））、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
 ※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。
- ② 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス(※)を整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。＜令和5年度までの実施＞
 ※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設（ケアハウス、介護付きホーム）。いずれも定員規模を問わない。
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・**災害イエローゾーン**に立地する老朽化等した広域型介護施設の**移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）**にかかる整備費の支援を実施。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む）に要する経費の支援を行う。
 ※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
 ※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行う介護ロボット、ICTの導入支援に限る。＜令和5年度までの実施＞
 ※介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発のための取組についても支援を行う。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を行う。
- ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
- ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備＜令和5年度までの実施＞に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
 - ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を行う。
 - ③ 介護療養型医療施設等から老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。
 - ④ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
 - ⑤ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。
- ※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

小規模事業者対策推進等事業

中小企業庁経営支援部
小規模企業振興課

令和5年度予算額 **53 億円 (53 億円)**

事業の内容

事業目的

商工会及び商工会議所が実施する経営改善のための支援事業を通じた小規模事業者の持続的発展の実現を目的とします。

事業概要

小規模事業者は、持続的成長・発展を通じた地域経済の活性化や地域の雇用創出などを担う極めて重要な存在です。そのような小規模事業者にとって身近な存在として地域に根差した経営指導を行っている商工会等が実施する以下の取組について、全国団体等を通じて支援を行います。

- (1) 経済産業大臣の認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき、商工会等が実施する小規模事業者の販路開拓や事業計画の策定に要する経費等を支援します。
- (2) 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等と連携して実施する全国的な販路開拓など地域の持続的発展に向けた取組を支援します。
- (3) 小規模事業者が直面する諸課題に円滑に対応できるよう、全国団体を通じ商工会等が行う制度・周知広報や窓口相談・巡回指導、セミナー開催等に対応する人員を派遣する取組を支援します。
- (4) 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等を指導するための人件費や全国団体、商工会等の支援能力向上のための研修開催費等を支援します。
- (5) 経営発達支援計画等には一定の知識と経験を有した経営指導員を関与させる必要があるため、経営指導員に対する講習を実施します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 伴走型小規模事業者支援推進事業



(2) 地域力活用新事業創出支援事業

(3) 制度改正等の課題解決環境整備事業

(4) 商工会・商工会議所等の指導事業



(5) 法定経営指導員講習事業



成果目標

商工会・商工会議所の経営発達支援計画に基づく支援を受けた事業者のうち、売上高が増加した事業者の割合が40%以上となることや専門家派遣等による相談等対応件数のうち、解決的支援件数の割合100%を目指します。

携帯電話等エリア整備事業

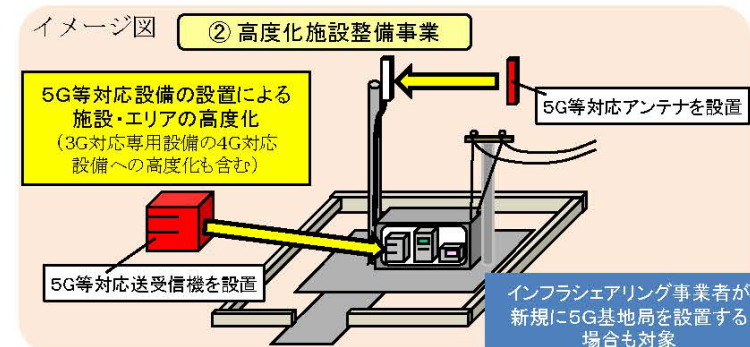
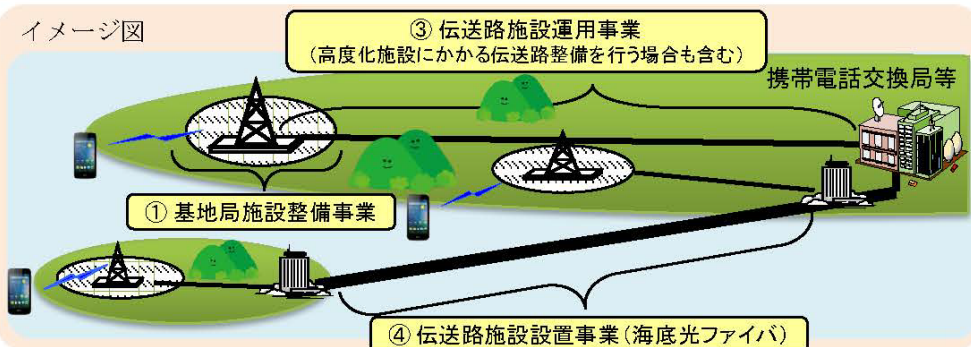
地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

令和5年度予算額 1,798百万円
 令和4年度第2次補正予算額 1,001百万円
 （令和4年度予算額 1,500百万円）

事業名	事業内容	事業主体	補助率												
① 基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体／無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※1	事業主体：地方公共団体 【1社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※2</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/5</td> <td>3/10</td> </tr> </table> 【複数社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※2</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>2/15</td> <td>1/5</td> </tr> </table> ※2：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担	国	都道府県	市町村※2	1/2	1/5	3/10	国	都道府県	市町村※2	2/3	2/15	1/5
国	都道府県	市町村※2													
1/2	1/5	3/10													
国	都道府県	市町村※2													
2/3	2/15	1/5													
② 高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※1	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者※3 【1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table> ※3：基地局施設整備事業の補助対象地域は、財政力指数0.5以下の市町村	国	無線通信事業者	1/2	1/2	国	無線通信事業者等	2/3	1/3				
国	無線通信事業者														
1/2	1/2														
国	無線通信事業者等														
2/3	1/3														
③ 伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※1	【圏外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	国	無線通信事業者等	1/2	1/2	国	無線通信事業者等	2/3	1/3				
国	無線通信事業者等														
1/2	1/2														
国	無線通信事業者等														
2/3	1/3														
④ 伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>離島市町村</td> </tr> <tr> <td>2/3※4</td> <td>1/3</td> </tr> </table> ※4：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国	離島市町村	2/3※4	1/3								
国	離島市町村														
2/3※4	1/3														

※1 本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいいます。



高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

- ア 事業主体:** 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者
- イ 対象地域:** 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
- ウ 補助対象:** 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等
- エ 負担割合:** (自治体が整備する場合)

令和5年度当初予算額:42.0億円
 令和4年度当初予算:36.8億円
 令和4年度2次補正予算:28.4億円

【離島】

国	自治体
2/3	1/3

【その他の条件不利地域】

国(※)	自治体(※)
1/2	1/2

(※) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(第3セクター・民間事業者が整備する場合)
【離島】

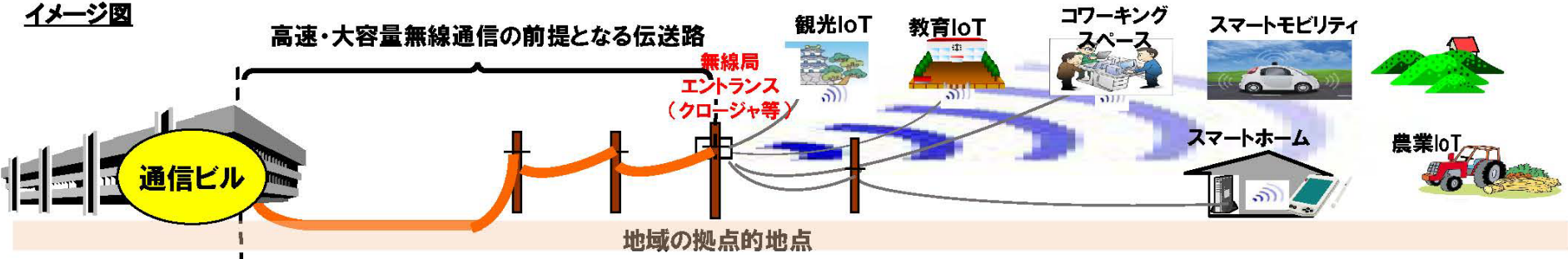
国	3セク・民間
1/2	1/2

【その他の条件不利地域】

国	3セク・民間
1/3	2/3

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

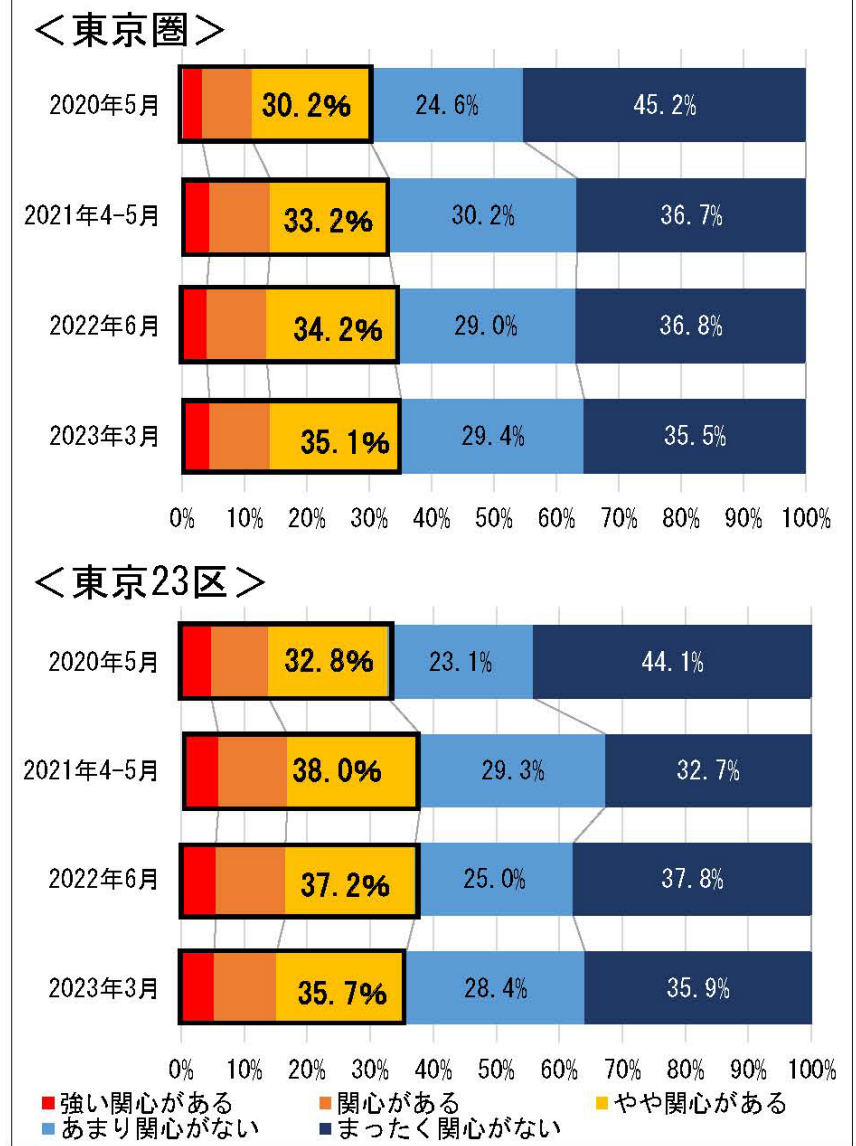
イメージ図



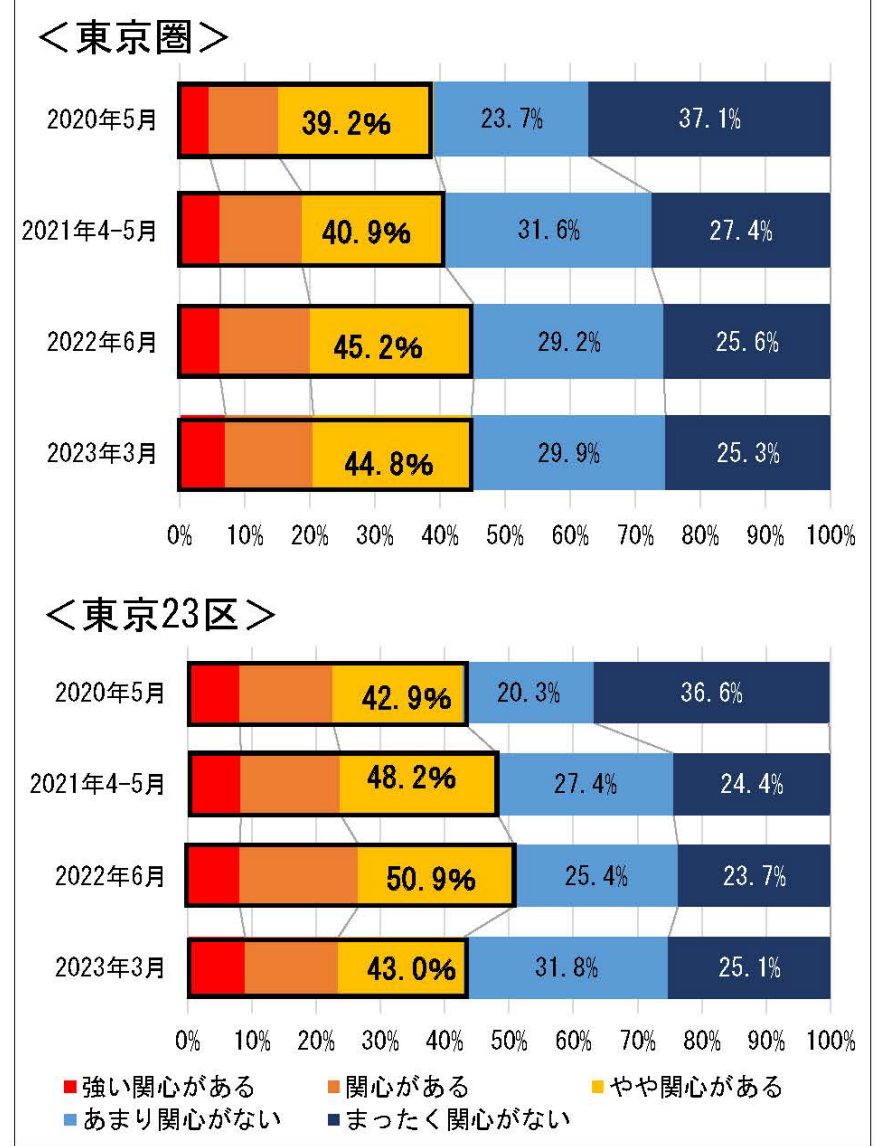
※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

【3. 地方】地方移住への関心 (東京圏在住者)

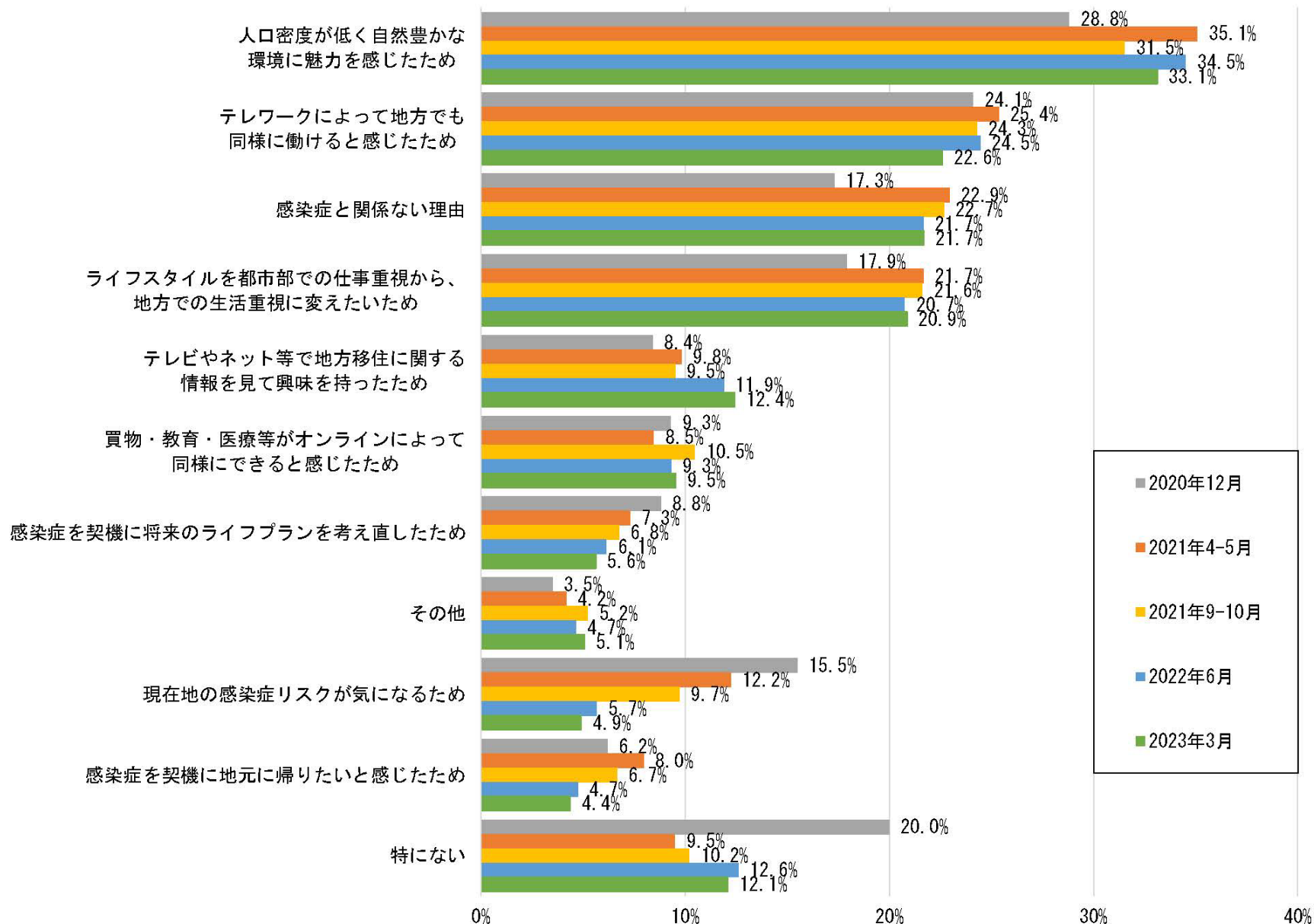
全年齢



20歳代



【3. 地方】 地方移住への関心理由（東京圏在住で地方移住に関心がある人）



【3. 地方】 地方移住にあたっての懸念 (東京圏在住で地方移住に関心がある人)

